

○平成27年度石岡市立中央図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

平成27年4月22日
教育委員会告示第21号

(趣旨)

第1条 この告示は、石岡市立中央図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施について、石岡市公共物等広告掲載取扱要綱（平成20年石岡市告示第370号。以下「広告掲載取扱要綱」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 雑誌スポンサー制度とは、石岡市立中央図書館（以下「図書館」という。）が購入する雑誌の購入代金を事業者が負担することにより、当該雑誌を利用して当該事業者（以下「スポンサー」という。）の事業に係る広告を行う制度をいう。

(スポンサーの資格)

第3条 スポンサーとなることができる者は、次の各号のいずれにも該当しない企業、商店、団体等とする。

- (1) 市内及び近隣市町村に事業所等を有しないもの
- (2) 市税等を滞納しているもの
- (3) その他教育委員会が不相当と認めるもの

(掲載の範囲)

第4条 広告媒体に掲載することができる広告は、広告掲載取扱要綱第3条に規定する範囲の広告とし、教育委員会が相当と認めるものでなければならない。

(広告の規格等)

第5条 掲載する広告の規格及び表示方法は、別表のとおりとする。

(広告の掲示期間)

第6条 広告を掲示する期間は、雑誌の提供を開始した月から1年間とする。ただし、広告を掲載期間満了の2箇月前までに図書館又はスポンサーいずれからも解約の意思表示がない場合には、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(スポンサーの募集)

第7条 スポンサーの募集は、市広報紙及びホームページ等で公募するものとする。

(スポンサーの申込み)

第8条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者は、図書館指定の雑誌リストより広告掲載雑誌を選定し、石岡市立中央図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、広告案その他必要な書類を添えて教育委員会に提出するものとする。

(スポンサーの決定)

第9条 教育委員会は、前条の規定による申込みがあったときは、広告掲載取扱要綱第14条に規定する石岡市広告掲載審査会の審査を得て、スポンサー及び内容の可否を決定し、石岡市立中央図書館雑誌スポンサー決定（却下）通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(雑誌の納入及び代金の支払方法)

第10条 スポンサーは、図書館の指示により雑誌を購入している事業者から選定した雑誌を購入し、図書館に納入する。

2 スポンサーは、雑誌の購入代金を次に定めるところにより図書館指定の納入業者に直接払うものとする。

(1) 購入代金の支払は、一括先払いとする。この場合において、価格変動による追加支払又は返金が生じた場合には、納入業者と協議するものとする。

(2) 前号の振り込み手数料は、スポンサーの負担とする。

(3) スポンサーの決定取消しを受けた場合には、すでに支払った雑誌購入代金は、返還しない。ただし、スポンサーの責に帰さない理由によって広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(広告内容の変更)

第11条 スポンサーは、雑誌に表示した広告の内容を変更しようとするときは、変更する1箇月前までに教育委員会に申出て、変更の内容等について協議しなければならない。

(雑誌の休刊等の措置)

第12条 スポンサーが提供した雑誌が、休刊し、又は廃刊その他の事由により、引き続き提供することが困難であると認められるときは、図書館と協議の上、別の雑誌に変更することができる。

(広告掲載の取消し)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲出の決定を取り消すことができる。

(1) 提出されるべき雑誌の納入がないとき。

(2) 掲出条件を満たす広告の提出がないとき。

(3) スポンサーが倒産、解散等により消滅したとき。

(4) この告示の定め反しているとき、教育委員会が認めるとき。

(広告内容等の責任)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、スポンサーが負うものとし、第三者からの苦情若しくは、被害の申し立て又は損害賠償の請求があったときは、スポンサー自らの責任で解決しなければならない。

(免責事項)

第15条 スポンサーは、図書館の閉館による閲覧の停止を理由として、購入代金の返還、損害賠償の支払いその他費用の請求を市に対して行うことができない。

(雑誌の所有権)

第16条 スポンサーが図書館に納入した雑誌は、図書館に帰属する。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

広告の規格等

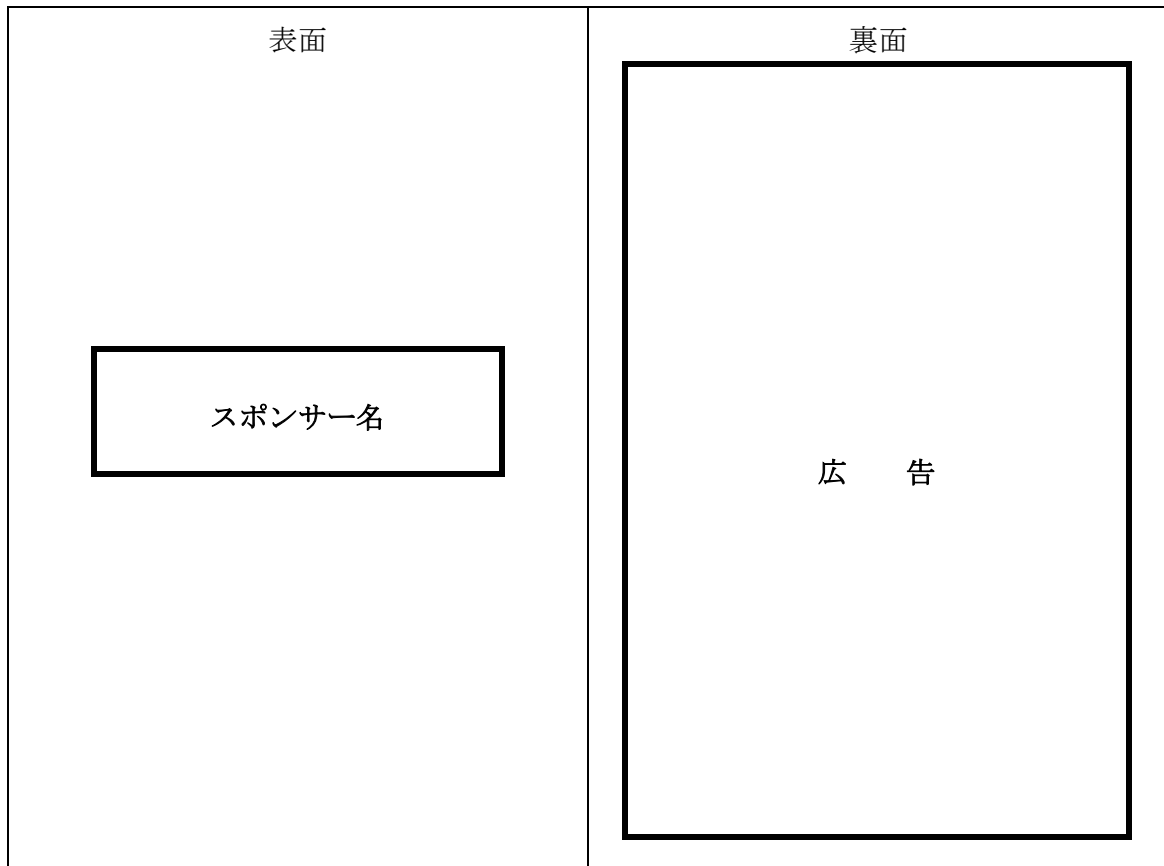
1 スポンサーの表示

- (1) 規 格 縦 約4 c m 横 約13 c m
- (2) 添付位置 雑誌表面
雑誌カバー中央付近
- (3) 規格及び添付位置は、雑誌の大きさにより調整することがある。

2 広告の表示

- (1) 規 格 雑誌の横幅の寸法未満
- (2) 添付位置 雑誌裏面

最新号のカバー



様式第1号(第8条関係)

石岡市立中央図書館雑誌スポンサー申込書

年 月 日

石岡市教育委員会 へ

住所又は所在地

法人又は団体の名称

代表者氏名

印

電話番号

石岡市立中央図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第8条の規定により、広告の原稿を添えて次のとおり申し込みます。

雑誌に表示するスポンサーの名称	
提供する雑誌の名称	月刊誌 第1希望..... 第2希望..... 第3希望.....
雑誌提供希望期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
担当者連絡先	担当者名 電話番号 FAX番号

添付書類

- ・ 広告原稿
- ・ 石岡市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第3条第2項の確認のため、次の税目について完納が確認できる書類。

1 市県民税 2 固定資産税 3 国民健康保険税

様式第2号(第9条関係)

石岡市立中央図書館雑誌スポンサー決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

石岡市教育委員会 印

年 月 日付で申込みの雑誌スポンサー制度について、石岡市立中央図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- ・次に掲げる雑誌に係る雑誌スポンサーに決定します。

雑誌名

雑誌を納入する業者名（書店名）

- ・雑誌スポンサーを却下します。

（理由）